

近年、厚生労働行政の多くの分野で、国際社会での動きと国内政策が連動するようになってきている。例えば、エボラ出血熱の流行拡大のように、感染症は国境を越えて世界の社会経済に大きな影響を与えるほか、高齢化の進展や生活習慣病の増加は、世界保健機関（World Health Organization：WHO）の総会やG7、G20サミット等でも取り上げられる大きな課題となっている。また、世界的なサプライチェーンの拡大が進む中で労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっている。日本国民の健康と生活の安定を守るため、厚生労働省は、WHOや国際労働機関（International Labour Organization：ILO）を始めとする国際機関の活動等へ積極的に参画し、国際社会における課題設定や合意形成に努めている。

1 保健医療分野

(1) G7及びG20

2016（平成28）年5月に日本が議長国となって開催したG7伊勢志摩サミットでは、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」が取りまとめられ、①公衆衛生上の緊急事態への対応強化のための国際保健の枠組みの強化、②強固な保健システム及び危機へのより良い備えを有したユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage：UHC）の達成、③薬剤耐性（Antimicrobial Resistance：AMR）、④研究開発（R&D）とイノベーションについて、G7として協調して対応していくことが確認された。同年9月に神戸市で開催したG7神戸保健大臣会合では、伊勢志摩サミットでの議論を踏まえ、①危機時に中心的な役割を担うWHOの改革の進捗確認と更なる後押し、②これから高齢化を迎えるG7以外の国々に対する支援の促進③官民連携やイノベーションの促進等を内容とする共同宣言が採択された。

2017（平成29）年5月には、ドイツで初めてのG20ベルリン保健大臣会合が開催され、①健康危機管理、②保健システム強化、③薬剤耐性（Antimicrobial Resistance：AMR）に関する共同宣言が採択された。同年11月にイタリアで開催されたG7ミラノ保健大臣会合では、①気候変動の健康への影響、②医療政策における性の視点と女性と子供の権利、③AMRに関する共同宣言が採択された。

2018（平成30）年6月にカナダで開催されたG7シャルルボワサミットでは、質が高く安価な医療へのアクセスを促進する、強固で、持続可能な保健システムを支援することが表明された。同年10月にアルゼンチンで開催されたG20マルデルプラタ保健大臣会合では、①AMRへの対応強化、②低栄養及び小児の肥満、③保健システム強化、④災害、危機、パンデミックへの対応強化に関する共同宣言が採択された。

2019（令和元）年5月にフランスで開催されたG7パリ保健大臣会合では、健康の不平等を改善するためのプライマリ・ヘルス・ケア（PHC）の推進、Global Fund増資会合への対応等が記された宣言文が採択された。同年6月に日本が議長国となって大阪で開催

したG20財務大臣・保健大臣合同セッションでは、途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジファイナンス強化の重要性に関するG20共有理解文書に対するコミットメントが確認された。また、同年10月に開催したG20岡山保健大臣会合では、①UHCの達成、②高齢化への対応及び③健康危機・薬剤耐性（Antimicrobial Resistance：AMR）に関する宣言文が採択された。

(2) 世界保健機関（WHO）

WHOは、全ての人々が可能な最高の健康水準に到達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。日本は、総会や執理事会における審議や決定等に積極的に関与している。

WHOにおける取組みの一つとして、2005（平成17）年の国際保健規則（International Health Regulations：IHR）の改正があげられる。この改正により、加盟国は「原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となりうる、あらゆる事象」を評価後24時間以内にWHOに通報し、その後も引き続き詳細な公衆衛生上の情報をWHOに通報することとなり、日本は、2009（平成21）年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の国内発生や、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生に当たっても、IHRに基づき通報を行った。また、各国のIHRの履行状況の評価し健康危機管理体制を強化するための取組みとしてIHR合同外部評価（JEE）が2016（平成28）年からWHOで開始され、我が国は2018（平成30）年2月末に本評価を受けるとともに、毎年IHRのモニタリング調査を行っている。

2019（令和元）年5月に開催された第72回WHO総会では、医薬品アクセスと価格の透明性、UHCに関する国連ハイレベル会合や第11版国際疾病分類等について、議論された。

【参考】令和2年度世界保健機関拠出金 1,897,413千円
令和2年度世界保健機関分担金 4,554,668千円

(3) 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とした先進36か国からなる国際機関であり、国際経済の「スタンダード・セッター」、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。

OECDの保健医療分野に関する事業の主な活動として、保健医療分野の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「医療委員会」の開催及びOECD加盟国等の保健関連統計データ（「ヘルスデータ」）の収集・編纂を行っており、こうした客観的な政策分析や国際比較データは、厚生労働省関連の政策を検討する際の一助になっている。

厚生労働省では、医療委員会に参加し、OECDの作業に対して方向性を示すことや日本の事例をOECD加盟国に紹介することで、積極的な貢献を行っている。2017（平成29）年1月にフランスで開催された第3回OECD保健大臣会合では、医療分野での効率化のための日本の取組みを紹介したほか、高額な医療に関して、患者にとっての価値を最大化し、医療保険制度の持続可能性とイノベーションを均衡させるため、率先して取り組

む決意を表明した。

(4) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations : ASEAN) と日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、厚生労働分野では、保健、労働及び社会福祉の分野ごとにASEAN+3の担当大臣会合・高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。保健分野においては、2019 (令和元) 年8月にASEAN+3保健大臣会合がカンボジアで開催され、「ASEANの全ての人々の健康増進」をテーマとして議論を行い、ASEAN+3の保健開発に係る協力について、APSED IIIを通じたIHRの履行能力強化やUHC、NCD対策の重要性、今後の更なる密接な協力の必要性等が盛り込まれた共同声明が採択された。また、2013 (平成25) 年から日・ASEANの枠組みで高齢化対策に関する政策対話や二国間協力を推進している。ASEAN諸国における高齢化施策の現状を整理し、アクティブ・エイジング (Active Aging) の達成に向けて必要な人的資源、施策等を検討するため、2014 (平成26) 年からASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合を開催し、2017 (平成29) 年6月にフィリピンで開催した第3回ASEAN日本アクティブ・エイジング地域会合では、①Healthy and Active Ageingに係る地域戦略、②現在及び今後の取組み、③Healthy and Active Ageingの実現に必要なアクション、④Healthy and Active Ageingに係る政策とアクションの実施に向けた目標・指標のテーマについて議論を行った。同年7月には、UHCと高齢化をテーマに日ASEAN保健大臣会合を初めて開催し、2030 (令和12) 年までに各国がUHCを達成するための施策をまとめた「日ASEAN UHCイニシアティブ」を発表した。

(5) 日中韓三国保健大臣会合

2018 (平成30) 年11月に熊本で開催された第11回日中韓三国保健大臣会合では、①感染症に対する備えと対応、②健康な高齢化と非感染性疾患 (NCDs)、③UHCと災害時の健康リスク・マネジメントについて議論し、各分野における日中韓三か国の交流や協力の強化等について取りまとめた「第11回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。

2019 (令和元) 年12月に韓国・ソウルで開催された第12回日中韓三国保健大臣会合では、①ICTを通じたUHCの達成、②感染症への備えと対応、③活力ある健康的な高齢化について議論し、「第12回日中韓三国保健大臣会合共同声明」が採択された。また、「新型インフルエンザと共通の課題である新興/再興感染症対策における、三カ国共同行動計画」が合意された。

(6) その他の国際保健分野への取組み

世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに係る各国の連携強化等を目的とし、G7とメキシコ、欧州委員会 (EC) の保健担当閣僚等の会合として、世界健康安全保障イニシアティブ (Global Health Security Initiative : GHSI) が毎年開催されている。2018 (平成30) 年3月には、英国で閣僚級会合が開催され、新型インフルエンザ対策、特に学校や職場の一時休止、渡航延期といった医薬品使用以外の対応の重要性などを確認する旨

の共同声明を採択した。

また、世界各国での感染症対策の能力を向上させることを目的とし、米国主導で50か国以上の国、WHO等の国際機関が参加している保健や財務、動物分野の閣僚等の会合として、世界健康安全保障アジェンダ（Global Health Security Agenda：GHSA）が毎年開催されている。2017（平成29）年10月にはウガンダで開催され、JEEや各アクションパッケージに基づく進捗報告等について協議するとともに、2014（平成26）年から2018年までの取組みを踏まえ、今後の方針について検討を行った。また、2018年から2019（令和元）年までAMRのアクションパッケージの共同議長を英国と共に務めた。

そのほか、2018年2月にWHO西太平洋事務局（WPRO）との共催により、「Tokyo AMR One-Health Conference（AMRワンヘルス東京会議）」を開催した。アジア諸国、国際機関等との間で日本及び各国のアクションプランの進捗状況について情報共有した。さらに、厚生労働省では、2019年9月開催のUHCに関する国連ハイレベル会合の準備のための議題を2019年1月開催の第144回WHO執行理事会に提出し、タイ保健省とともに決議案をとりまとめた。そして、2020年1月には、タイ政府と共催して、マヒドン王子記念賞会議（PMAC）2020/ UHCフォーラム2020をバンコクで開催し、UHCに関する政治的モメンタムをどのように具体的な施策へつなげるかについて議論を主導した。

2 労働分野

(1) G7及びG20

2018（平成30）年3月にカナダで開催されたG7雇用大臣会合では、①変化する経済、労働市場においてパートナーとして共同する、②成長：全ての人々にとっての成長を創出するための機会と利益の共有、③新たな仕事の世界への適応：中産階級の労働者の支援等をテーマに議論が行われたほか、G7イノベーション大臣会合との合同セッションが設けられた。議論の結果、大臣宣言に代わるものとして、G7イノベーション大臣会合の議論結果も含めた議長サマリーが公表された。同年6月に同じくカナダで開催されたG7シャルルボワサミットでは、労働分野について、「経済成長、将来の仕事」について議論がなされた。

2019（令和元）年6月にフランスで開催されたG7労働雇用大臣会合では、①仕事の世界の変化における個人のエンパワーメント、②社会保護への普遍的なアクセスの確保、③仕事の世界におけるジェンダー平等の促進をテーマに議論が行われたほか、労使との対話セッションが設けられた。議論の結果、コミュニケ（G7労働雇用大臣宣言）及び政労使三者の共同宣言が採択された。

また、2018年9月にアルゼンチンで開催されたG20労働雇用大臣会合では、全体テーマ「仕事の未来」の下で、①技術革新と労働市場の変遷：スキル開発と仕事の新たな形態、②ディーセント・ワークと包摂的な未来を推進する、③社会的保護の再形成、④仕事の未来におけるジェンダー平等に向けて、⑤障害者に係るバリアを取り除くをテーマに議論が行われたほか、G20教育大臣会合との合同セッションが設けられた。議論の結果、「包摂的で公正かつ持続可能な仕事の未来に向けた機会の醸成」と題する大臣宣言及び教育大臣との共同宣言が採択された。

2019年9月に日本が議長国として愛媛県松山市で開催したG20労働雇用大臣会合では、「人間中心の仕事の未来」のテーマの下で、①人口動態の変化、②ジェンダー平等、③新しい形態の働き方について議論を行い、「人間中心の仕事の未来の創出」と題する大臣宣言が採択された。

(2) 国際労働機関 (ILO)

ILOは、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う機関であり、労働組合や使用者団体も交えた政労使三者構成を特徴としている。日本は、常任理事国となっており、政労使ともに総会や理事会における審議に積極的に関与している。ILOは、国際労働基準として、これまで190の条約及び206の勧告を採択しており、日本は、このうち49の条約を批准している。

2019（令和元）年はILO創設100周年にあたることから、ILOが新たなる100年に向けて掲げる「仕事の未来」イニシアティブの下、同年1月に「仕事の未来世界委員会」報告書が公表された。これを受けて日本では、同年2月、この報告書を題材として、「仕事の未来」やディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現をテーマとした「ILO創設100周年記念シンポジウム」を開催した。

また、毎年6月に開催されるILO総会においては、加盟国の政府、労働者、使用者の各代表によって新たなILO条約及び勧告等について討議が行われている。2018（平成30）年6月に開催された第107回総会では、①持続的な開発目標の支援におけるILOの効果的な開発協力に関する議論、②仕事の世界における暴力とハラスメントの終焉に関する議論、③社会対話と三者構成主義に係る周期的議論等が行われた。

2019年6月に開催された第108回総会では、「仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言」が採択されたほか、仕事の世界における暴力とハラスメントに関する初の国際労働基準となる第190号条約及び第206号勧告が採択され、児童労働等の7つのテーマについてのフォーラム等が行われた。

さらに、厚生労働省とILO本部との間では、2017（平成29）年5月に締結した協力覚書に基づき、「日・ILO年次戦略協議」を行っており、2018年6月に第1回をジュネーブで、2019（平成31）年1月に第2回を東京で開催した。同協議では、ILOと日本の協力関係の強化、ILO及び日本の労働・雇用政策、日本人職員の増強、労働分野における開発協力等について意見交換を行った。

(3) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDの労働分野に関する事業の主な活動として、雇用労働問題の政策分析・研究、それらに関する議論を行う「雇用・労働・社会問題委員会」の開催及びOECD加盟国等の労働経済の分析や雇用関連データの提供を行う「雇用アウトルック」の作成を行っている。また、経済危機後に最も不利な立場に置かれた15～29歳の若者（ニート）の状況を分析・評価するとともに、彼らの技能を育成し自立へ導くより効果的な政策立案を支援することを目的とした「ニートプロジェクト」を実施している。日本は、2014（平成26）年9月に参加を表明、2017（平成29）年5月に報告書を公表した。

また、2016（平成28）年1月には第8回OECD雇用労働大臣会合が開催され、「より強靱で包摂的な労働市場の構築」をテーマにして議論を行い、厚生労働省からは日本の女性の活躍促進政策等の取組みについて紹介した。会合終了後には、日本政府の「一億総活躍社会の実現」に向けた取組みと軌を一にした内容を盛り込んだ、各国大臣の共同声明を発表した。

(4) 東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEANと日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、労働行政分野においても、ASEAN+3の担当大臣会合及び高級事務レベル会合が行われており、積極的に参加している。2018（平成30）年11月にはマレーシアで第10回ASEAN+3労働大臣会合が行われ、厚生労働省からは日本の労働分野における開発協力等の説明を行うとともに、会合では、労働分野におけるASEAN+3の協力を拡大し深化させることなどに合意した共同声明が採択された。2019年（令和元）年7月にはタイで第17回ASEAN+3労働高級事務レベル会合が行われ、ILOが提唱する「仕事の未来」イニシアティブや今後の開発協力等の実施に関して意見交換が行われた。なお、2020（令和2）年度はインドネシアで第11回ASEAN+3労働大臣会合及び第18回ASEAN+3労働高級事務レベル会合が開催される予定である。

3 社会保障・福祉分野

ASEAN諸国と隣接する日中韓の相互の依存関係がますます深まる中、社会福祉・開発分野における共通課題や、日本等からの技術協力等について意見交換を行うことを目的として、ASEAN+3社会福祉大臣会合が2004（平成16）年から3年に1回、高級実務レベル会合が毎年開催されている。2019（令和元）年11月にはラオスでASEAN+3社会福祉大臣会合が開催され、「脆弱な子どもの社会保障の強化」をテーマに議論が行われた。

また、2003（平成15）年から毎年、ASEAN地域の社会保障分野における人材育成の強化並びに日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と中長期的な協力関係の構築・強化を目的として、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催している。本会合は、ASEAN各国の社会福祉、保健医療、雇用政策を担当する行政官及びWHO、ILO、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）等の協力機関の参加を得て行われている。本会合の結果は、ASEAN+3保健大臣会合及び社会福祉大臣会合において報告され、ASEAN諸国から高い評価を得ると同時に、今後の会合への期待も表明されている。2018（平成30）年12月には、第16回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を福岡で開催した。同会合では、「貧困の削減と子ども・若者のエンパワメントを通じた包摂的社会の促進」をテーマとし、貧困の予防を可能にする社会保護基盤の整備、支援が必要な子ども・若者達のための保健/福祉サービスの連携及び地域社会の人材の能力開発、若者・子どもを持つ親への就業と経済的自立に向けた支援、貧困削減に向けた中央政府、地方政府、関係機関、コミュニティの役割等について、意見交換・経験の共有を行った。2019年12月には、第17回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を名古屋で開催した。同会合では、「健康長寿を実現する社会の構築に向けて」をテーマとし、健康長寿に向けた健康づくりの推進、多様で柔軟な働き方への支援、高齢者が生き生きと暮ら

し続けられる地域づくり、切れ目のない医療と福祉サービスの提供体制の構築について、意見交換・経験の共有を行った。

第2節 開発途上国等への国際協力

厚生労働省では、保健医療、水道、社会福祉、社会保障、雇用環境整備、人材開発の各分野において、日本の知識・経験を活かして、WHO、ILOをはじめとする国際機関、ASEANやアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）等の枠組みを通じた国際協力、また、外務省やJICA、民間団体と連携して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れ、プロジェクト計画作成指導などの技術協力をを行い、開発途上国の人材育成、制度づくりに貢献している。

1 保健医療分野

WHOを通じて、鳥・新型インフルエンザやエボラ出血熱などの公衆衛生上の危機への対応強化に努めるとともに、国立感染症研究所や国立国際医療研究センターを中心に開発途上国への専門家の派遣や技術協力をを行っているほか、エイズの感染拡大に対処するため、国際連合エイズ合同計画（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS：UNAIDS）を通じて援助を行うなど、様々な形で保健医療分野における国際協力を行っている。

また、全ての人々が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる状態を指すUHCに関して、疾病負荷が多様化し、健康格差が拡大する現状に鑑み、公平性や経済的リスク保護を重視する意味において、UHCの推進は今後ますます重要になる。

UHC達成は持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の一つとして位置づけられており、日本はWHO等の国際機関や各国政府と協力し、途上国への支援を通じて全世界でのUHC達成を目指している。2017（平成29）年12月には、UHCフォーラム2017をWHO、世界銀行、国連児童基金（UNICEF）、UHC2030と共催し、「UHC東京宣言」が採択された。日本は、約50年間にわたる国民皆保険の経験を踏まえ、その実現までに得られた知見を他国と共有するとともに、世界的に進行する高齢化への対応など検討を続けていく。この取り組みの一環として、2020（令和2）年1月にPMAC 2020/UHCForum 2020をタイ政府と共催した。

さらに、水道分野については、日本の産学官の専門家の知見を活用しながら、国際協力の方針を検討する委員会の設置、水道プロジェクト計画策定支援のための開発途上国現地指導、JICAを通じた専門家派遣や研修員受入れ等を行っている。

2 労働分野

(1) 国際機関等を通じた取組み

労働分野において、各種専門技術や幅広い人材等を有するILOに任意の資金拠出を行い、ILOを通じて特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業（マルチ・バイ事業）

等を実施している。現在、ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発実施事業、アジア太平洋地域の社会セーフティネットの基盤整備事業等、開発途上国が直面する様々な労働問題の解決を支援する事業を実施している。

人材開発分野については、開発途上国において人材育成を重視する機運が一層高まっていることから、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジアを中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、技能評価システム移転促進事業を通じて、日系企業と連携しつつ、技能評価システムの構築・改善のための協力を行っている。また、外務省やJICAと連携し、開発途上国における人材開発関係施設の設置・運営に対する協力、人材開発関係専門家の派遣、人材開発関係研修員の受入れ等を行っている。

また、2011（平成23）年度から、アジアの貧困地域において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートが行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行っている。

（2）外国人技能実習制度の適正な実施

外国人技能実習制度^{*1}は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的とし、1993（平成5）年に創設されたものである。入国時に原則2か月間の日本語や法令関係等の講習を行い、技能実習1号（技能実習1年目）で技能検定基礎級相当、技能実習2号（技能実習2・3年目）で技能検定3級相当の技能等の修得等を目標に、日本において技能を修得する。

2010（平成22）年7月より入国1年目から技能実習生として、労働基準法等の労働関係法令が適用されている。

技能実習は、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしており、送出国からも積極的な評価を受けている一方で、入管法令・労働関係法令違反等が発生している。こうした状況を受けて、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、2017（平成29）年11月1日に施行された。新制度においては、監理団体について許可制、技能実習計画について認定制としているほか、一定の要件を満たした優良な監理団体・実習実施者に限って、技能実習3号（4・5年目）での実習が認められ、技能検定2級相当の技能修得を目標に、最長5年間の実習が可能となっている。

また、新たな技能実習制度の施行と同時に、技能実習の対象職種に介護職種を追加した。職種追加に当たっては、介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすることなど介護サービスの特性に基づく要請に対応するため、技能実習生に一定の日本語能力を求めるなど、介護職種に固有の要件を定めた。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、①介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を

*1 外国人技能実習制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

継続的に学ぶ意思を表明していること、②技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと、という要件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N3相当の取得に至らなかった者においても、技能実習2号の修了（入国後3年間）まで在留を可能とする告示改正を2019（平成31）年3月に行った。

3 社会保障・福祉分野

アジア地域の開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備を支援するため、高齢者保健福祉制度の構築に対する専門家派遣や社会福祉・社会保険行政能力向上に関する研修員受入れなどを行っている。

また、ILOを通じた技術協力事業により、アジア地域の開発途上国のニーズを踏まえた社会保険制度整備のための支援を行っている。

第3節 各国政府等との政策対話の推進

急速に少子高齢化が進行している日本においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で日本の制度の特性や問題点等について検証し、日本の政策立案の参考とすることが重要である。一方、日本の取組みに対する諸外国からの関心も非常に高くなっている。このため、2018（平成30）年度においては、7月に「人口構造の変化と少子化対策」や「活気に満ちた老後のための中高齢者再就職支援政策」をテーマとする日中韓高齢化セミナーを韓国で開催したほか、11月に「①福祉テクノロジーを含めた介護労働支援について、②高齢者に優しい社会、③高齢者の孤立対策」をテーマとする日北欧高齢化セミナーを日本で開催した。2019（令和元）年度においては、2020（令和2）年2月に「高齢者ケアの新機軸と介護職の役割」をテーマとする日独高齢化シンポジウムをドイツで開催した。

また、雇用・労働分野における共通の課題を解決するため、労使、専門家を交えた政策対話が重要となっている。このため、2018年度においては、7月に「労働の未来—新しい就業形態」をテーマとする日EUシンポジウムをベルギーで開催した。2019年度においては、12月に「技術革新に対応した人材開発」や「女性活躍の推進及びハラスメント対策」などをテーマとする日米労働政策対話をアメリカで開催したほか、2020年1月に「仕事の未来」をテーマとする日独政労使交流をドイツで開催した。

第4節 経済連携協定（EPA）等への対応

1990年代以降、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）を中心とした多角的貿易体制における貿易自由化を補完する二国間又は多国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により、世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた。こうした流れを受けて、我が国との間でシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、

ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、EU及びアメリカ合衆国との協定並びに環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：CPTPP）が発効している。交渉においては、様々な懸念等を踏まえ、国民の生命や生活の安全・安心が損なわれないよう、厚生労働省として責任をもって対応した。その結果、厚生労働省の所掌分野である、食の安全・安心、公的医療保険制度等の社会保障制度、労働関係制度等については、我が国の制度を堅持する内容となっている。

さらに、日本政府は、現在、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日英間の経済パートナーシップ、日中韓FTA、日トルコEPA及び日コロンビアEPA等の交渉を行っている。EPA等の交渉では、物品貿易の自由化促進等を中心に様々な分野の交渉が行われており、厚生労働省は、関連分野である「衛生植物検疫措置」、「貿易の技術的障害」、「サービス貿易」、「自然人の移動」、「知的財産」、「労働」などの分野で積極的な対応を行っている。インドネシア、フィリピン及びベトナムとのEPA等では、看護師候補者及び介護福祉士候補者を一定の条件の下で受け入れ、日本の国家資格を取得するための就労・研修等、国家資格取得後の日本国内における看護師及び介護福祉士としての就労を認めている。